資料５

東三河都市計画道路１・４・３号　浜松湖西豊橋道路　環境影響評価準備書についての部会報告骨子案

部会報告骨子案	参　　考
はじめに	
意見骨子 ・　事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。	○過去の知事意見 ・　事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。
１　全般的事項	
意見骨子 ・　事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。 ・　詳細な工事計画等の作成に当たっては、事業実施段階における周囲の環境の状況や本事業と類似する先行事例の状況の把握に努め、環境の保全に適切に配慮すること。 ・　環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。	○過去の知事意見 （１）事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。 （２）詳細な工事計画等の作成に当たっては、事業実施段階における周囲の環境の状況や本事業と類似する先行事例の状況の把握に努め、環境の保全に適切に配慮すること。 （３）環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

２　大気質、騒音、振動	
（部会における議論を踏まえ、部会報告案を作成）	○委員意見 ・　建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測において、掘削工事、特に削岩機から発生するダストの影響を考慮できると良い。
意見骨子 ・　工事の実施に当たっては、低公害型の建設機械を積極的に採用するなど、環境保全への配慮事項を徹底し、建設機械の稼働に係る大気質、騒音及び振動の影響の低減に努めること。 ・　工事の実施に当たっては、できる限り効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化を図り、工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。	○過去の知事意見 （１）工事の実施に当たっては、低公害型の建設機械を積極的に採用するなど、環境保全への配慮事項を徹底し、建設機械の稼働に係る大気質、騒音及び振動の影響の低減に努めること。 （２）工事の実施に当たっては、できる限り効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化を図り、工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。
３　水質	
（部会における議論を踏まえ、部会報告案を作成）	○委員意見 ・　予測手法において「類似事例を用いて推定」とあるが、その類似事例の内容や、時期、流域や河川などが具体的に書かれていない。予測の妥当性を判断できないため、具体的に示してほしい。

	・　予測の結果において、本来は環境保全措置である「裸地の転圧」や「裸地のシート等による被覆」や「法面の早期緑化」を予測の前提とし、その結果として影響は極めて小さいと予測し、環境保全措置の検討は行わない、としている。予測の前提として記載した対応が実際に実施されるかどうかの保証がなく、その効果を確認することもできない。そのため、「裸地の転圧」等は予測の前提ではなく、環境保全措置として適切に位置づけをし、具体的な実施内容、実施時期、その効果と不確実性をしっかり記載すべきと考える。 ・　予測の結果において「必要に応じて濁水の流出を防止する沈砂池等を設ける」旨の記載があるが、必要性を判断する基準の記載がない。そのため、この基準について具体的に示してほしい。 ・　濁水が発生するのは降雨時と思われるが、現地調査は平水時に行われており、降雨時の現況が把握されていないため、予測に不確実性があると思われる。そのため、事業実施段階における河川の状況等の調査について検討するとともに、降雨時の現況把握も含めるべきだと考える。 〇過去の知事意見 ・　工事の実施に当たっては、裸地等から発生する濁水の流出防止のため、水の濁りの状況を確認した上で、必要に応じ適切な措置を講ずること。

	・　工事中に発生する濁水やコンクリート工事の排水による水質への影響を低減するため、十分な能力を有する仮設沈砂池等を設置するとともに、維持管理を適切に行うこと。
４　植物	
（部会における議論を踏まえ、部会報告案を作成）	○委員意見 ・　マツバランは胞子が風で飛んでいくので、今回の調査で確認された箇所以外でも出現する可能性があるため、留意されたい。
５　その他	
意見骨子 ・　評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。 ・　事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。	○過去の知事意見 （１）評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。 （２）事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。